

令和6年度 第1回瀬戸市固定資産評価審査委員会

令和6年7月24日(水)

午後1時30分から

瀬戸市役所 4階 大会議室

議 題

- 1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について（資料1）
- 2 固定資産評価審査申出の状況について（資料2）
- 3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について（資料3）
- 4 委員長・合議体・審査長について（資料4）
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 委員長職務代理者の指名
 - (3) 合議体の指定等
- 5 その他

令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果

縦覧期間 令和6年4月1日(月)～令和6年5月10日(金)

縦覧会場 庁舎3階 税務課 4番窓口

1 受付人数

60名 (来庁人数:56名、郵送申請人数:4名)

2 種別

縦覧のみ	9名
閲覧のみ	45名
縦覧及び閲覧	6名
合計	60名

3 資産別

合計			
106件			
縦覧		閲覧	
22件		84件	
土地	15件	土地	48件
家屋	7件	家屋	32件
		償却資産	4件

《参考》過去の結果

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
受付人数	60名	33名	33名	38名	46名

令和6年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	9名
	閲覧	45名
	縦覧及び閲覧	6名
	合計	60名

令和5年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	9名
	閲覧	21名
	縦覧及び閲覧	3名
	合計	33名

令和4年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	10名
	閲覧	19名
	縦覧及び閲覧	4名
	合計	33名

令和3年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	12名
	閲覧	21名
	縦覧及び閲覧	5名
	合計	38名

令和2年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	15名
	閲覧	27名
	縦覧及び閲覧	4名
	合計	46名

令和 6 年度固定資産評価審査申出の状況

1 令和 6 年度の審査申出期間（地方税法第 4 3 2 条）

◎公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで

令和 6 年 4 月 1 日（月）から 令和 6 年 7 月 1 8 日（木）まで

- ・ 公示の日： 令和 6 年 4 月 1 日（月）
- ・ 納税通知書発送日： 令和 6 年 4 月 1 1 日（木）
- ・ 納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日（評価庁調査）：
到達する日を最大 7 日として令和 6 年 7 月 1 8 日（木）まで

2 審査申出件数

年 度	令和 6 年度 (評価替)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度 (評価替)	令和 2 年度
土 地	1 件 ※1	0 件	1 件	0 件	1 件
家 屋	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
償却資産	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件

※1 形式審査に入る前に取下げされた

3 審査結果

年 度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度 (評価替)	令和 2 年度
却下(不受理)	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
全部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
一部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
棄 却	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
却 下	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件

○瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

(案)

令和5年度瀬戸市固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営の状況（条例第2条）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

書記4人

（書記は、瀬戸市監査委員事務局職員を併任）

2 職員の人事評価の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

3 職員の給与の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

5 職員の休業の状況

部分休業取得者 1人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

なし

7 職員の服務の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

8 職員の退職管理の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

9 職員の研修の状況

固定資産評価審査委員会運営研修会 書記1人受講

令和5年7月1日（土）から8月31日（木）までストリーミング配信

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

瀬戸市一般行政職員に同じ

1 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（抄）

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。
- 6 委員長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地方税法（抄）

（合議体）

第428条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者3人をもって構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。

- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者1人を審査長とする。
- 3 第1項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 第1項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。